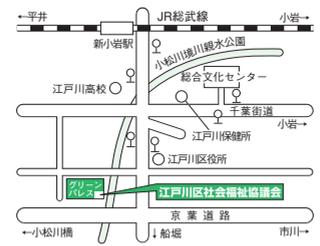


# 社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 147 号  
発行／社会福祉法人  
江戸川区社会福祉協議会  
〒132-0031  
江戸川区松島1-38-1  
グリーンパレス 1階  
電話 03(5662)5557



## 歳末たすけあい運動にご協力をお願いします！

実施期間

12月1日から12月31日まで

# ～つながり ささえあう みんなの地域づくり～

歳末たすけあい運動は、地域福祉活動募金の一環として、区民の皆様のご協力により毎年実施しています。

今年も「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らせるように皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。なお、この募金運動は江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



## 歳末たすけあい運動



令和2年度

「歳末たすけあい」  
地域福祉活動募金

歳末たすけあい運動は、共同募金の一環として実施されています。

つながり ささえあう みんなの地域づくり

お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。

詳細は深い羽根データベース「はねっと」でご覧になれます。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

## 募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区内各事務所地域サービス係
- ★社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。  
郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】

☎ 03 (5662) 5557

主催：東京都共同募金会  
 実施：江戸川区社会福祉協議会  
 協賛：江戸川区／町会・自治会／  
 民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区配分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定します。

その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へお贈りする「激励金」と地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

募金はこのように活用しています！

昨年実績 23,851,493円

- ◆激励金 8,148,000円  
重度障がい者、要介護熟年者のために！
- ◆地域福祉活動費 13,349,899円  
区内の地域福祉を目的とする団体などの活動や事業に対して配分を行いました！
- ◆募金活動費 2,353,594円  
ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

# 【一時的な資金の緊急貸付に関するご案内】

## ★緊急小口資金（特例貸付）

- 対象者  
新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により減収があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要
- 申込・問合せ先  
社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会  
☎03(5662)5587  
平日9:00~11:45 13:00~16:00

## ★総合支援資金（特例貸付）

- 対象者  
新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※緊急小口資金を利用した翌月も減収または失業した世帯
- 貸付上限額 (二人以上) 月20万円以内  
(単身) 月15万円以内  
※貸付期間：原則3か月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要
- 申込・問合せ先 同左

※この特例貸付は、令和2年12月下旬で申込受付を終了する予定です。

# 生活安定支援事業 受験生チャレンジ支援貸付

## 中3・高3の受験生を応援します!!

塾代・受験料を  
無利子で貸与



入学すれば

返済不要!

- 塾代 200,000円
- 受験料（上限）  
(中3) 27,400円  
(高3) 80,000円

- ・利用に際しては収入等の要件があります。
- ・2018年度 江戸川区償還免除実績99%

申込締切日：令和3年1月末

相談窓口 社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会

《受験生チャレンジ貸付担当》

TEL 03(5662)7638 平日9:00~17:00

# 令和元年度の事業報告 (主なもの)

江戸川区社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、令和元年度事業報告をお知らせします。  
(この事業報告は、令和2年5月29日の理事会(書面決議)、6月29日の評議員会で承認を得たものです。)

## 1. 会議の開催

理事会(6回開催)・評議員会(3回開催)

## 2. 連絡調整

各地区民生・児童委員協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼。各種団体の行事に積極的に参加し、交流を図った。

## 3. 普及宣伝

「社協だより」第143、144、145号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

## 4. 地域福祉事業

(1) 児童女性福祉事業

関係団体助成 3団体

(2) 熟年者福祉事業

①愛の杖贈呈 1,521本

②関係団体助成 2団体

(3) 心身障がい者福祉事業

①親子激励日帰りバスハイク(身体、知的障がい) 852人

②ハンディキャブ貸出(2台) 延べ126件

③福祉バス助成 12団体(日帰り6件、宿泊6件)

④関係団体助成 35団体



## 5. 生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付

教育支援資金 決定件数 44件 貸付決定額 40,797,000円

福祉費 決定件数 6件 貸付決定額 435,000円

(2) 総合支援資金貸付

貸付決定件数 0件

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付

貸付決定件数 1件 100,000円

(4) 不動産担保型生活資金貸付事業

貸付件数 新規 1件 継続 7件(内承継1件) 契約終了 0件

(5) 要保護向け不動産担保型生活資金貸付事業

貸付件数 新規 3件 継続 9件 契約終了 3件

## 6. 生活安定支援事業(受験生チャレンジ支援貸付事業)

学習塾等受講料 185件 貸付決定額 34,194,100円

大学等受講料 198件 貸付決定額 7,598,300円

※前年度債権の免除等件数

免除決定 423件 申立 10件 償還 4件

## 7. 緊急援護費の支給

支給件数 3,608件 支給金品額 1,529,450円

## 8. 歳末たすけあい運動

※1面参照

## 9. 安心生活センター

(1) 安心生活サポート事業(地域福祉権利擁護事業)

①相談件数 77件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)

認知症高齢者 62件 知的障がい者 4件 精神障がい者 11件

②支援回数 3,124回(訪問・電話対応・窓口対応)

認知症高齢者 2,361回 知的障がい者 248回 精神障がい者 515回

③契約件数 69件

認知症高齢者 48件 知的障がい者 8件 精神障がい者 13件

④生活サポーター登録者 44名

(2) 入院時サポート事業

①相談件数 21件 ②支援回数 41回 ③契約件数 2件

(3) 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業

①相談件数 689件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)

認知症高齢者 630件 知的障がい者 37件 精神障がい者 22件

②支援回数 2,648回(訪問・電話対応・窓口対応)

法人後見 1,159回

認知症高齢者 1,069回 知的障がい者 50回 精神障がい者 40回

区長申立 624回

認知症高齢者 601回 知的障がい者 1回 精神障がい者 22回

後見監督 412回

親族等申立 453回

③法人後見受任件数 15件(平成19年度からの累計96件 内81件終了)

認知症高齢者 83件 知的障がい者 8件 精神障がい者 5件

④区長申立件数 69件(平成14年度からの累計580件)

認知症高齢者 496件 知的障がい者 52件 精神障がい者 32件

⑤後見監督受任件数 31件(平成19年度からの累計75件 内44件終了)

認知症高齢者 71件 知的障がい者 4件 精神障がい者 0件

(4) 福祉サービス苦情解決相談事業

相談件数 25件

(苦情内訳)

①高齢者福祉 1件 ②介護保険 1件 ③障がい者福祉 7件

④障害者自立支援法 7件 ⑤児童福祉 3件 ⑥生活保護 4件

⑦その他 2件

(5) おひとり様支援事業

①相談件数 54件 ②支援回数 77回 ③契約件数 3件

## 10. なごみの家

(1) 誰もが集える交流の場(居場所)

場所	来訪者数	年代別内訳・構成比					
		未成年(～19歳)		成人(20～64歳)		熟年者(65歳～)	
		人	%	人	%	人	%
北小岩	10,877	2,710	24.9	1,583	14.6	6,584	60.5
小岩	4,510	37	0.8	473	10.5	4,000	88.7
鹿骨	10,198	2,904	28.5	2,288	22.4	5,006	49.1
瑞江	13,738	5,883	42.8	2,517	18.3	5,338	38.9
松江北	6,734	1,544	22.9	907	13.5	4,283	63.6
一之江	4,461	367	8.2	847	19.0	3,247	72.8
長島桑川	7,514	3,178	42.3	1,588	21.1	2,748	36.6
葛西南部	9,150	3,144	34.4	932	10.2	5,074	55.5
小松川平井	8,250	4,180	50.7	1,026	12.4	3,044	36.9
計	75,432	23,947	31.7	12,161	16.1	39,324	52.1

(2) 何でも相談:相談件数

場所	のべ相談件数	相談内容				
		生活・仕事	介護	健康	子育て	複合・その他
北小岩	806	215	127	79	49	336
小岩	612	309	82	157	9	55
鹿骨	883	390	76	246	59	112
瑞江	408	238	46	50	46	28
松江北	413	266	17	88	3	39
一之江	1,277	433	447	339	11	47
長島桑川	554	196	31	150	30	147
葛西南部	291	143	35	29	18	66
小松川平井	326	102	28	44	8	144
計	5,570	2,292	889	1,182	233	974

(3) 地域支援会議の開催(顔の見える関係づくり)

場所	回数	参加人数
北小岩	2	43
小岩	2	83
鹿骨	1	36
瑞江	2	77
松江北	2	72
一之江	2	39
長島桑川	0	0
葛西南部	2	60
小松川平井	2	51
計	15	461

<参加対象者>  
町会・自治会関係者、民生・児童委員、医療関係者(医師会・歯科医師会・薬剤師会)、介護関係者(熟年相談室・ケアマネジャー協会・訪問看護ステーション等)、MSW、警察、消防、ボランティア、総合人生大学OB等

(4) 見守りキーホルダー事業

場所	合計人数	熟年者		障がい者	
		新規	更新	新規	更新
北小岩	129	41	88	0	0
小岩	251	189	62	0	0
鹿骨	774	281	474	9	10
瑞江	283	210	68	4	1
松江北	322	173	139	1	9
一之江	142	129	13	0	0
長島桑川	200	148	49	3	0
葛西南部	176	126	47	3	0
小松川平井	490	246	226	11	7
計	2,767	1,543	1,166	31	27

(5) なごみ食堂(毎月1回開催)

場所	延べ人数	参加者属性	
		子ども	大人
北小岩	157	22	135
小岩	123	34	89
鹿骨	147	67	80
瑞江	195	82	113
松江北	200	56	144
一之江	130	40	90
長島桑川	197	114	83
葛西南部	198	89	109
小松川平井	148	46	102
計	1,495	550	945

(6) にこにこ運動教室

場所	男性	女性	計
北小岩	114	1,951	2,065
小岩	74	470	544
鹿骨	121	1,691	1,812
瑞江	204	1,753	1,957
松江北	113	512	625
一之江	136	585	721
長島桑川	45	835	880
葛西南部	95	1,245	1,340
小松川平井	107	894	1,001
合計	1,009	9,936	10,945

## 11. 受託事業

(1) くつろぎの家

①利用状況 利用者数 117,791名 見学者 110名

②年間行事 リズム運動、落語、生け花教室、踊り教室、琴の教室、にこにこ運動教室

③特別行事 くつろぎの家まつり、長寿を祝う集い

(2) くすのきカルチャーセンター

①正規教室 37科目 106教室 生徒数 1,648名

②自主活動教室 215教室 4,024名

③講師数 77名

④行事 開講式、自主活動団体文化祭、講師研修会

# 安心生活センター

権利擁護、成年後見、福祉サービスへの苦情などお気軽にご相談ください

## 安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業)

最近、通帳などの  
しまい場所を忘れて  
しまって心配。

福祉サービスを利用  
したいけれど、ど  
うすればいいの？



区役所から書類がき  
ているけれど、どう手  
続きしたらいいの？

銀行での払戻しや  
家賃の支払いなどが  
一人では不安。

### ★ご利用できる方は

- ◎区内で在宅生活をしている、認知症状や物忘れのある熟年者、知的障がい者、精神障がい者で、判断能力が不十分な方。  
※認知症の診断・障害者手帳は不要です。
- ◎ご本人が、この事業の利用を希望している方。
- ◎この事業を利用するにあたって、契約内容が理解できる方。

## おひとり様支援事業

子どももいないし、  
頼れる親族もないの  
で今後は心配だわ…

緊急連絡先を求め  
られたけどどうすれ  
ばいいの？



入院が必要になっ  
たら、自分で手続きで  
きるかしら？

福祉の手続きや銀行での  
払い戻しが自分ででき  
なくなったらどうしよう。

### ★おひとり様支援事業とは

ひとり暮らしで、支援可能な親族がいない熟年者の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、緊急連絡先となって見守りを行います。また、入院時には契約手続きに同席したり、預託金の範囲で入院代の支払いを行います。

おひとり様支援事業をご利用されるにはいくつかの項目を満たす方が対象です。まずはご相談ください。

## 成年後見何でも相談(無料電話相談)

成年後見制度に  
ついて知りたい

申し立ての  
手続方法がわからない

成年後見人に  
なってくれる人を  
探している



家庭裁判所への  
報告書の作り方を  
知りたい

親族の後見人に  
なりたい

親族に成年後見人が  
ついていないが  
相談したいことがある

専用ダイヤル：03-5662-7690

月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

### ★成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって自分だけでは十分な判断ができない方のために、後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などを守る制度です。



成年後見制度には、

「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

●判断能力が不十分になってから

### →法定後見制度

家庭裁判所が援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選ぶ「法定後見制度」

●判断能力が不十分になる前に

### →任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」

## 福祉サービスへの苦情相談事業

苦情を事業者が取り合ってくれない…  
事業者に直接言いづらい…

利用している福祉サービスについて苦情や不満があっても困りの時は、ご相談ください。相談員が内容をお聞きし、解決に向けて助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の「苦情解決委員」が第三者機関として公正中立な立場から、苦情解決に向けて事業者との調整・協議を行います。



この他にも、成年後見制度セミナーや講演会など随時開催しております。  
詳しくは安心生活センターまでお問い合わせください。

窓口  
時間

月～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

安心生活センター

安心生活センター鹿骨分室

☎03(3653)6275

☎03(5662)7214

☎03(3670)3810

相談は無料です。秘密は厳守いたしますので安心してご相談ください。できるだけ電話でご予約ください。